

中小企業向け個人情報保護法説明会を開催します。

(平成29年1月23日(月) 13:30～ 16:00)

平成27年9月に改正個人情報保護法が公布され、来年春頃に全面施行されます。これまでは「保有する個人情報の数が5,000以下の事業者」には個人情報保護法が適用されませんでした。今回の改正により個人情報を取り扱うすべての事業者が個人情報保護法の対象となります。

そのため、新たに対象となる中小企業や小規模事業者向けに、個人情報の取扱いに関する基本的なルールを紹介する説明会を開催いたします。中小企業に限らずご興味ある方であればどなたでもご参加いただけますので、この機会を是非ご活用ください。

日時：平成29年1月23日(月) 13:30～16:00
場所：石川県地場産業振興センター本館 第5研修室
(金沢市鞍月2丁目1番地)

定員：150名
(定員になり次第締め切り)

- 内容
- ・個人情報保護法の今回改正にかかる説明
(内閣府個人情報保護委員会 約100分)
 - ・サイバー空間の脅威と対策
(石川県警察本部 約30分)
 - ・質疑応答

対象：中小企業、小規模事業者、
個人事業主、
その他ご興味ある方

参加費：無料



参加申込書

石川県総務部総務課行政情報サービスセンター 行き
(FAX 076-225-1237 までお申し込みください)

出席者 ご氏名		会社名	
		職名	
連絡先	電話		
	FAX		
	e-mail		

ご記入いただいた個人情報は、参加申込みの受付その他の本説明会の運営のためにのみ使用し、他の目的には使用しません。
お問い合わせ先 石川県行政情報サービスセンター TEL076-225-1236
※個人情報保護委員会ホームページにおいても改正個人情報保護法に関する広報資料を掲載しておりますのでご覧ください。 URL : <http://www.ppc.go.jp/personal/pr/>